

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 9 月 28 日（金）第2842号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 自動車税又は自動車取得税の納付に係る証紙代金収納計器の指定及び同証紙代金収納計器取扱人の指定の一部改正（※）（税務課取扱い） 1
- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 2
- 保安林の指定施業要件の変更（森づくり推進課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（2件）（社会福祉課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（2件）（社会福祉課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4
- 県営土地改良事業の計画の変更（農地整備課取扱い） 4
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 4
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 4
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 5
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（鹿児島地域振興局取扱い） 5

公 告

- 一般競争入札公告（管財課取扱い） 5

公 安 委 員 会 規 則

- 交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則（※）（地域課取扱い） 8

公 安 委 員 会 告 示

- 風俗営業制限地域の指定の一部改正（※）（生活衛生課取扱い） 9

正 誤

- 鹿児島県公報第2277号の18（平成19年3月30日付け）の一部訂正（※）（人事課取扱い） 9
- 鹿児島県公報第2380号の13（平成20年3月28日付け）の一部訂正（※）（人事課取扱い） 9
- 鹿児島県公報第2824号（平成24年7月27日付け）の一部訂正（砂防課取扱い） 9

告 示

鹿児島県告示第1075号

昭和59年8月10日鹿児島県告示第1365号（自動車税又は自動車取得税の納付に係る証紙代金収納計器の指定及び同証紙代金収納計器取扱人の指定）の一部を次のように改正し，平成24年10月1日から施行する。

平成24年9月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

「ハスラー証紙代金収納計器」 「証紙代金収納計器システム」
表1中 S 337/F 325型 を SH-2010型 に，
362832M/578103M」 4040073/0303AB00135」
「ハスラー証紙代金収納計器」 「証紙代金収納計器システム」

S 337/F 325型 を
362826M/578101M」

SH-2010型 に改める。
4040072/0303AB00134」

鹿児島県告示第1076号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成24年9月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市隼人町嘉例川字高山1264番，1265番1，1265番3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1077号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年9月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鹿屋市小薄町5261番，5262番1，5262番2，5262番7
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1078号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年9月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
さくらクリニック	薩摩郡さつま町西新町19番地8	平成24年7月31日
きりん薬局	薩摩郡さつま町西新町19番地7	平成24年7月31日

鹿児島県告示第1079号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年9月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		廃止年月日
名 称	所 在 地	
大根占クリニック	肝属郡錦江町城元513番地1	平成24年9月1日

鹿児島県告示第1080号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成24年9月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
田栗隆至	治療院わかば 始良市脇元622番1	平成24年8月1日
川畑泰三	治療院わかば 始良市脇元622番1	平成24年8月1日
西園隆志	治療院わかば 始良市脇元622番1	平成24年8月1日

鹿児島県告示第1081号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成24年9月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
安山さえ子	やすやま整骨院 大島郡瀬戸内町古仁屋船津3-10	平成24年8月14日

鹿児島県告示第1082号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成24年9月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションさくら彩	出水市高尾野町 柴引3522	有限会社さくら ケアサービス	出水市福ノ江町 758番地	原田 節子	平成24年 9月1日	訪問介護
デイサービスセンター招福園	南九州市颯娃町 御領830番地	社会福祉法人御 領福祉会	南九州市颯娃町 御領3450番地2	下窪 勝	平成24年 9月15日	通所介護

鹿児島県告示第1083号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成24年9月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションさくら彩	出水市高尾野町 柴引3522	有限会社さくら ケアサービス	出水市福ノ江町 758番地	原田 節子	平成24年 9月1日	介護予防 訪問介護
デイサービスセンター招福園	南九州市颯娃町 御領830番地	社会福祉法人御 領福祉会	南九州市颯娃町 御領3450番地2	下窪 勝	平成24年 9月15日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第1084号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営シラス対策（農業用排水施設整備）上之原2期地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年9月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成24年10月1日から同月29日まで
- 縦覧場所
垂水市役所農林課

鹿児島県告示第1085号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南薩地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年9月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 作業の期間 平成24年8月21日から平成25年3月22日まで
- 作業の地域 南さつま市加世田唐仁原地内

鹿児島県告示第1086号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年9月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課に

において一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	国頭知名線	大島郡知名町大字田皆字白石2652番2地先から同町大字田皆字波正名2524番1地先まで	前後	7.3～11.8	112.3
			後	10.8～11.9	112.3

鹿児島県告示第1087号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年9月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	国頭知名線	大島郡知名町大字田皆字白石2652番2地先から同町大字田皆字波正名2524番1地先まで	平成24年9月28日

鹿児島地域振興局告示第61号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年9月28日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
曙ホーム	日置市吹上町湯之浦2751番地2	社会福祉法人曙福祉会	日置市吹上町湯之浦2758番地	佐野 公一	平成24年9月30日	共同生活援助

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成24年9月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
モニタリングポスト通信装置 一式
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- (4) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成24年11月8日午前11時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年11月8日午後2時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）出納局管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書

による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 平成24年11月7日午後1時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

- 9 最低制限価格
設定しない。
- 10 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 11 仮契約の締結
モニタリングポスト通信装置の購入に係る契約の締結については、鹿児島県議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。
(1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。
(2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
- 13 その他
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Communication facility of Environmental radiation monitoring information 1set
(2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
(3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
(4) TIME LIMIT FOR TENDER:
11:00 a.m. 8 November 2012
(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Property Management Division
Treasury Bureau
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-3826
FAX 099-286-5643

公安委員会規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月28日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

鹿児島県公安委員会規則第15号

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表いちき串木野警察署の部串木野駅前交番の項中「、下名」を削り、「冠嶽」の次に「、生福、河内、袴田」を加える。

附 則

この規則は、平成24年10月 9 日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第111号

平成11年 3 月 16 日鹿児島県公安委員会告示第10号（風俗営業制限地域の指定）の一部を次のように改正し、平成24年10月 9 日から施行する。

平成24年 9 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

表いちき串木野警察署の項中「口之町」の次に「，袴田」を加える。

正 誤

平成19年 3 月 30 日付け鹿児島県公報第2277号の18中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
9	左上から 6 行目	第 2 項第 2 号	第 2 項第 1 号中「又は別表第 2」を「から別表第 2 までのいずれか」に改め、同項第 2 号

平成20年 3 月 28 日付け鹿児島県公報第2380号の13中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
6	上から 9 行目	又は別表第 2	から別表第 2 までのいずれか

平成24年 7 月 27 日付け鹿児島県公報第2824号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
6	下から 3 行目	猪鹿倉地区	川路地区